特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第43条第1項の規定により、平成31年3月13日付けで次の法人の設立の認証を取消しました。

1 取消理由

3年以上にわたって事業報告書等の提出がないため

2 取消しとなった法人の概要

特定非営利活動	主たる事務所	定款に記載された目的
法人の名称	の所在地	
特定非営利活動法人	北海道旭川市東旭川	この法人は、地方寒冷地にあって、産業、雇用共乏しい
地域産業交流会議	町日之出157番地	ながらも、「旭山動物園」という、今や国内のみならず、
		海外にまで知られている絶好の観光資源を活かし、地元農
		協や商工会、農業高校や地元菓子製造業、食品工場やクラ
		フト工場などの協力を得て、地場産品の販路拡大や新たな
		付加価値をつけた「旭川ブランド」の創出など、上川エリ
		アのみならず、最終的には道内全域に及ぶ「北海道ブラン
		ド」のプロモーションの場としての確立を目的とします。

「参考~特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の関係条項]

第29条 (事業報告書等の提出)

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第43条(設立の認証の取消し)第1項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。